

三重県薬物の^{らん}濫^{よう}用の防止に 関する条例を制定しました

(平成27年12月1日全面施行)

危険ドラッグは
買わない!
持たない!
使わない!



条例の概要

危険ドラッグに対する規制を強化します。
薬物乱用防止の啓発・教育を充実します。
薬物依存者の回復支援を推進します。

危険ドラッグの規制強化

※「危険薬物」について、正当な理由なく所持、購入、譲り受け、使用することを禁止します。

禁止行為に違反した者に対しては警告を発し、警告に従わない者に対しては、中止等の命令を行います。

命令に違反して禁止行為を中止しなかった場合は、5万円以下の過料に処されます。

※危険薬物…危険ドラッグなど、中枢神経の興奮若しくは抑制または幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

危険ドラッグあなたのすべてを奪うクスリ



健康福祉部薬務感染症対策課 Tel: 059-224-2330